

**山田池公園、深北緑地、錦織公園、石川河川公園、
住之江公園、浜寺公園、蜻蛉池公園における役割分担**

◎は実施主体。 ○は協力・サポート対応。

※役割分担については下表を参考とし、詳細は次頁に示す「広域避難場所となる府営公園初動マニュアル」の役割分担表のとおりとする

平日勤務時間内

| 役割（業務） | 府 | 指定管理者 |
|---|---|-------|
| 発災直後の公園利用者の安全確保・避難誘導 | | ◎ |
| 園内放送等による各種情報提供 | | ◎ |
| 「被害状況チェックリスト」による被害状況の把握 | ○ | ◎ |
| 園内危険箇所の安全確保・応急措置 | | ◎ |
| 必要に応じて防災関連設備を稼動 | | ◎ |
| 被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整（土木事務所経由で地域連絡部へ伝達） | ◎ | ○ |
| 避難状況の把握 | | ◎ |
| 市町村との連絡調整 | ○ | |

※ 状況に応じて、順次指定管理者に業務を引き継ぐ

休日・勤務時間外

(発災直後～24時間程度)

| 役割（業務） | 府 | 指定管理者 |
|---|---|-------|
| 発災直後の公園利用者の安全確保・避難誘導 | | ◎ |
| 園内放送等による各種情報提供 | | ◎ |
| 「被害状況チェックリスト」による被害状況の把握 | ○ | ○ |
| 園内危険箇所の安全確保 | ○ | ◎ |
| 避難状況の把握 | ○ | ◎ |
| 必要に応じて防災関連設備を稼動 | ○ | ○ |
| 被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整（土木事務所経由で地域連絡部へ伝達） | ○ | |

※ 発災直後など人員配備体制が不完全な場合は、府と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。

(発災後24時間程度～72時間程度)

| 役割（業務） | 府 | 指定管理者 |
|--|---|-------|
| 園内放送等による各種情報提供（継続） | | ◎ |
| 園内危険箇所の応急措置 | ○ | ◎ |
| 対応状況、避難状況の土木事務所への報告・連絡調整（土木事務所経由で地域連絡部へ伝達） | ◎ | ○ |
| 避難状況の把握 | | ◎ |
| 市町村との連絡調整 | ○ | |

(発災後72時間程度以降)

| 役割（業務） | 府 | 指定管理者 |
|--------------------|---|-------|
| 園内放送等による各種情報提供（継続） | | ◎ |
| 園内危険箇所の応急措置（継続） | | ◎ |
| 土木事務所への状況報告 | ○ | ◎ |
| 避難状況の把握 | | ◎ |

※ 状況に応じて、順次指定管理者に業務を引き継ぐ

役割分担

広域避難地マニュアル（浜寺公園）

「大地震により浜寺公園が浸水することが想定される場合は除く」

- * 市の体制順序・・①災害対策本部の立上げ ②避難所開設準備・確認 ③広域（一時）避難地の状況確認
- * 各フェーズにおいて、市が上記③の体制を確立するまで、また、人員配備体制が不完全な場合は、府と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。
- * 市の上記③体制の拠点は、公園管理事務所とする。

◎ 実施主体 ○ 協力サポート

■ 地震発生直後※1

| 役 割 (業務) | | 備 考 | |
|----------|----------------------------|---|--------------------------|
| 府民の安全 | 地震発生時に公園を利用していた者の安全確保・避難誘導 | ○ 勤務時間外においては、地震発生後、早期に参集した者から業務にあたる。 ○ 勤務時間中及び休日の屋間は、多数の公園利用者がいることから、園内放送等で広場への移動、危険な建物から離れること、一時的に公園内に留まるよう呼びかけを行う。 | ○ 指定管理者 都市整備部 配備職員 |

※1 地震発生直後など人員配備体制が不完全な場合は、府(都市整備部配備職員)と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。



■ (地震発生直後～3時間程度)※1

| 役 割 (業務) | | 備 考 | |
|----------|---|---|--------------------------|
| 府民の安全 | 地震発生時に公園を利用していた者の安全確保・避難誘導 | ○ 園内放送などで園内の(避難)広場へ誘導 ⇒ 地震発生後から公園に避難してきた者も含め園内の(避難)広場へ誘導 | ○ 指定管理者 都市整備部 配備職員 |
| 施設の確認 | ヶが人・病人の救護及び救護要請 | 注1) 医療処置に当てはまらない処置のみ可能。 | ○ ○ |
| 施設の保全 | 「被書状況チェックリスト」による被書状況の把握 | | ○ ○ |
| 情報提供 | 園内危険箇所の安全確保 | ○ 閉鎖措置や簡易復旧 | ○ ○ |
| 連絡調整 | 必要に応じて防災闘連施設を稼動 | ○ 自家発電設備は供給電源“断”で自動運転となるが、手動運転の場合、配備職員が実施 | ○ ○ |
| | 避難状況の確認 | ○ 初期段階では、府・指定管理者で確認し、市に情報提供 | ○ ○ |
| | 園内放送、掲示等による各種情報提供 | 放送設備または掲示板等で対応。 避難所開設情報提供(市) | ○ ○ |
| | 被害・倒壊状況の土木事務所への報告、連絡調整(土木事務所全般由て地図連絡部へ伝達) | 避難者に関する情報は市にも直接提供する。 | ○ ○ |

注1)医療処置に当てはまらない処置…「止血」「危険な場所からの移動」「姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投棄(消毒含む)は医療処置となる。

※1 地震発生直後など人員配備体制が不完全な場合は、府(都市整備部配備職員)と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。

「広域避難場所となる府営公園初動マニュアル」に示す役割分担表（浜寺公園）

(勤務時間外)

■(3時間程度～24時間程度)※1

| 役割(業務) | | 備考 | |
|---------|---|--|--------------------------|
| 府民の安全 | 地震発生時に公園を利用していた者の安全確保・避難誘導 ケガ人・病人の救護及び救護要請 | ○園内放送などで園内の「避難」広場へ誘導 ⇒地震発生後から公園に避難してきた者も含め園内の「避難」広場へ誘導 注1) 医療処置に当てはまらない処置のみ可能。 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 施設の確認 | 「被害状況チェックリスト」による被害状況の把握 | ○閉鎖措置や簡易復旧 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 施設の保全 | 園内危険箇所の安全確保 支援部隊活動施設の避難者を外部に誘導し、施錠閉鎖 | ○支援部隊活動施設の被害状況を確認すると共に、避難者の安全確保並びに施設外部に誘導し、施設の施錠閉鎖 ○避難者数の状況に応じて、配備職員又は土木事務所職員が災害対応型自動販売機の稼働を判断 ○防災トイレスの準備(ふた開け・マーテーションの設置) | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 情報提供 | 避難状況の確認 公園内の避難者を避難所に誘導 | ○初期段階では、府・指定管理者で確認し、市に情報提供 ○放送設備または掲示板等で対応。○避難所開設情報提供(市) ○放送設備または掲示板等で対応。○避難所開設情報提供(市) | ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 避難所への誘導 | 連絡調整 | ○被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整(土木事務所経由で地域連絡部へ伝達) 注1) 医療処置に当てはまらない処置…「止血」「危険な場所からの移動」「柔軟な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬(消毒含む)は医療処置となる。 ※1 地震発生直後など人員配備体制が不完全な場合は、府(都市整備部配備職員・緊急防災推進員)と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ |

■(24時間程度～72時間程度)※1、※2

| 役割(業務) | | 備考 | |
|--------------|---|---|---------------------------------|
| 基継本継項目 目次 | 園内放送、掲示等による各種情報提供 園内危険箇所の応急措置 ケガ人・病人の救護及び救護要請 避難状況の確認 被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整(土木事務所経由で地域連絡部へ伝達) | ○放送設備または掲示板等で対応。○避難所開設情報提供(市) ○放送設備または掲示板等で対応。○避難所開設情報提供(市) 注1) 医療処置に当てはまらない処置のみ可能。 ○放送設備または掲示板等で対応。○避難所開設情報提供(市) ○放送設備または掲示板等で対応。○避難所開設情報提供(市) | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |

注1) 医療処置に当てはまらない処置…「止血」「危険な場所からの移動」「柔軟な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬(消毒含む)は医療処置となる。

※1 都市整備部配備職員は任務解除後土木事務所職員に業務を引き継ぐものとする。

※2 24時間以内の防災公園(避難地)の滞在者の対応(避難所的対応)及び防災公園(避難地)が臨時避難所の指定を受けた場合には、市が主体となってこれにあたることとする。
なお、大阪府(土木事務所)は避難状況や市の対応状況を確認し、必要に応じて災害対策本部への増援(増員の派遣)の要請を行うこととする。

■ (72時間以降) ※1、※2

| 基 本 項 目 (継 続 業 務) | 役 割 (業務) | 備 考 | |
|--|---------------------------------|--------------|----------------------|
| | | 指 定 管 理 者 | 大 阪 市 土木事務 所職員 |
| 園内放送、掲示等による各種情報提供 | 放送設備または掲示板等で対応。 避難所開設情報提供(市) | ○ | ○ |
| 園内危険箇所の応急措置 | | ○ | ○ |
| ケガ人・病人の救護及び救護要請 | 注1) 医療処置に当てはまらない処置のみ可能。 | ○ | ○ |
| 避難状況の確認 | | ○ | ○ |
| 被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整(土木事務所経由で地域連絡部へ伝達) | 避難者に関する情報は市にも直接提供する。 | ○ | ○ |

注1) 医療処置に当てはまらない処置…「止血」「危険な場所からの移動」「姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬(消毒含む)は医療処置となる。

※1 状況に応じて、土木事務所職員は指定管理者に業務を引き継ぐものとする。

※2 24時間以降の防災公園(避難地)の滞在者の対応(避難所的対応)及び防災公園(避難地)が臨時避難所の指定を受けた場合の対応については、市が主体となってこれにあたることとする。
なお、大阪府(土木事務所)は避難状況や市の対応状況を確認し、必要に応じて災害対策本部への増援(増員の派遣)の要請を行うこととする。

役割分担

広域避難地マニュアル（浜寺公園）[大地震により浜寺公園が浸水することが想定される場合は除外]

(勤務時間中)

- * 市の体制順序・・・①災害対策本部の立上げ ②避難所開設準備・確認 ③広域（一時）避難地の状況確認
- * 各フェーズにおいて、市が上記③の体制を確立するまで、また、人員配備体制が不完全な場合は、府と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。
- * 市の上記③体制の拠点は、公園管理事務所とする。

◎ 実施主体 ○ 協力サポート

■地震発生直後※

| 役割（業務） | 備考 | 指定管理者 | 大阪府都市整備部動員課職員 | 大阪府土木事務所職員 | 市 |
|---------|--|-------|---------------|------------|---|
| 府民の安全指導 | ○多数の公園利用者がいることから、園内放送等で「広場への移動、危険な建物から離れること、一時的に公園内に留まるよう」呼びかけを行う。 | ◎ | | | |

■（地震発生直後～3時間程度）*

| 役割（業務） | 備考 | 指定管理者 | 大阪府都市整備部動員課職員 | 大阪府土木事務所職員 | 市 |
|---------|--|---|---------------|------------|---|
| 府民の安全指導 | ○園内放送などで園内の（避難）広場へ誘導 ⇒地震発生後から公園に避難してきた者も含め園内の（避難）広場へ誘導 ケガ人・病人の救護及び救護要請 | ◎ | | | |
| 施設の確保 | 「被害状況チェックリスト」による被害状況の把握 | 注1) 医療処置に当たはまらない処置のみ可能。 ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 施設の確保 | 園内危険箇所の安全確保 ○閉鎖措置や簡易復旧 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 情報提供 | 必要に応じて防災関連施設を稼働 | ○自家発電設備は供給電源“断”で自動運転となるが、手動運転の場合、配備職員が実施（勤務時間内は指定管理者） | ○ | ○ | ○ |
| 情報提供 | 避難状況の確認 | ○初期段階では府・指定管理者で確認し、市に情報提供 | ○ | ○ | ○ |
| 連絡調整 | 園内放送、掲示等による各種情報提供 被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整（土木事務所経由で地域連絡部へ伝達） | ○放送設備または掲示板等で対応。 ○避難所開設情報提供（市） | ○ | ○ | ○ |

注1) 医療処置に当たはまらない処置…「止血」「危険な場所からの移動」「柔軟部の修正」「骨折部の固定」等の応急処置。授業（消毒含む）は医療処置となる。

■ (3時間程度～24時間程度) *

| 役割(業務) | 備考 | 指定管理者 | 大阪府 | 市 |
|---|--|--|----------------------|-------------|
| 避難者の安全確保・避難誘導 ケガ人・病人の救護及び救護要請 | ○園内放送などで園内の(避難広場へ誘導 注1)医療処置に当てはまらない処置のみ可能。 | ○ ○ ○ ○ | 都市整備部 配備職員 所職員 | 土木事務 所職員 |
| 「被害状況チェックリスト」による被害状況の把握 | ○閉鎖措置や簡易復旧 | ○ ○ | ○ ○ | ○ ○ |
| 施設の確認 | ○支援部隊活動施設の施設利用者等を外部に誘導し、 必要に応じて防災関連施設を稼動 | ○避難者数の状況に応じて、配備職員又は土木事務所職員が 災害対応型自動販売機の稼働を判断 ○防災トイレの準備(ふたを開け・パーテーションの設置) | ○ ○ ○ | ○ ○ ○ |
| 施設の安全確保 支援部隊活動施設の施設利用者等を外部に誘導し、 必要に応じて防災関連施設を稼動 | ○初期段階では府・指定管理者で確認し、市に情報提供 ○放送設備または掲示板等で対応。○避難所開設情報提供(市) | ○ ○ ○ | ○ ○ ○ | ○ ○ ○ |
| 情報提供 | ○園内放送、掲示等による各種情報提供 | ○ ○ | ○ ○ | ○ ○ |
| 避難者誘導 | ○公園内の避難者を避難所に誘導 | ○ ○ | ○ ○ | ○ ○ |
| 連絡調整 | ○被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整(土木事務所経由で地域連絡部へ伝達) | ○ ○ | ○ ○ | ○ ○ |

注1)医療処置に当てはまらない処置…「止血」「危険な場所からの移動」「柔軟な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬(消毒合せ)は医療処置となる。

* 地震発生直後など人員配備体制が不完全な場合は、府(土木事務所職員)と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。



■ (24時間程度～72時間程度) *

| 役割(業務) | 備考 | 指定管理者 | 大阪府 | 市 |
|---|-------------------------------|--------|----------------------|-------------|
| 園内放送、掲示等による各種情報提供 | ○放送設備または掲示板等で対応。○避難所開設情報提供(市) | ○ ○ | 都市整備部 配備職員 所職員 | 土木事務 所職員 |
| (継続基本項目業務) 園内危険箇所の応急措置 | 注1)医療処置に当てはまらない処置のみ可能。 | ○ ○ | ○ ○ | ○ ○ |
| ケガ人・病人の救護及び救護要請 | ○ ○ | ○ ○ | ○ ○ | ○ ○ |
| 避難状況の確認 | ○ ○ | ○ ○ | ○ ○ | ○ ○ |
| 被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整(土木事務所経由で地域連絡部へ伝達) | ○ ○ | ○ ○ | ○ ○ | ○ ○ |

注1)医療処置に当てはまらない処置…「止血」「危険な場所からの移動」「柔軟な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬(消毒合せ)は医療処置となる。

* 24時間以降の防災公園(避難地)の滞在者の対応(避難所的対応)及び防災公園(避難地)が臨時避難所の指定を受けた場合の対応については、市が主体となってこれにあたることとする。
なお、大阪府(土木事務所)は避難状況や市の対応状況を確認し、必要に応じて災害対策本部への増援(増員の派遣)の要請を行うこととする。

■ (72時間以降) *

| 基本項目 (継続業務) | 役割(業務) | 備考 | 大阪府 | |
|---|---------------------------------|----|-------|------------------|
| | | | 指定管理者 | 都市整備部 土木事務所職員 |
| 園内放送、掲示等による各種情報提供 | 放送設備または掲示板等で対応。 避難所開設情報提供(市) | | ◎ | ○ ○ |
| 園内危険箇所の応急措置 | | | ◎ | ○ |
| ケガ人・病人の救護及び救護要請 | 注1)医療処置に当てはまらない処置のみ可能。 | | | |
| 避難状況の確認 | | | ○ | ○ ○ |
| 被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整(土木事務所経由で地域連絡部へ伝達) | 避難者に関する情報は市にも直接提供する。 | | ○ | ○ ○ |

注1)医療処置に当てはまらない処置・「止血」・「止血」は医療含む)は医療処置となる。

* 24時間以降の防災公園(避難地)の滞在者の対応(避難所的対応)及び防災公園(避難地)が臨時避難所の指定を受けた場合の対応については、市が主体となってこれにあたることとする。
なお、大阪府(土木事務所)は避難状況や市の対応状況を確認し、必要に応じて災害対策本部への増援(増員の派遣)の要請を行うこととする。